

## 千葉県放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)を実施するものに対して、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年3月22日規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付することにより、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。

### (補助事業者)

第2条 この補助金の交付を受けることができるもの(以下「補助事業者」という。)は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市長に対し、法第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業開始の届出をしていること。
- (2) 補助事業者が実施する事業は、利用する児童が多く、待機児童が現に発生している小学校区若しくは発生が見込まれる小学校区において実施するもの又は事業を実施することにより、市が実施する事業の推進に効果があるものとして、市長が認めた事業であること。
- (3) 申請者が個人又は法人格のない団体の場合は、本人又は当該団体の代表者が本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。

### (補助金の区分及び補助額の算定方法)

第3条 この要綱における交付の対象となる区分、補助基準額及び対象経費は別表のとおりとする。

- 2 補助額は、別表に定める区分ごとの補助基準額の合計額、対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額と、総事業費から利用料・寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定した額とする。ただし、算出した区分ごとの金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中から事業を開始する場合は、事業を開始する日の属する月から当該日の属する年度の3月31日までとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により、運営経費補助の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書(運営経費補助)(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。ただし、次項の規定による申請において、提出済の書類で内容に変更がないものについては省略できるものとする。

- (1) 運営団体の役員名簿(法人の場合には、法人役員名簿)(第2号様式)
  - (2) 放課後児童支援員等(基準条例第10条に規定する放課後児童支援員等をいう。以下同じ。)名簿(第3号様式)
  - (3) 事業実施者の概要書(第4号様式)
  - (4) 年間事業計画書(第5号様式)
  - (5) 収支予算書(運営経費補助)(第6号様式)
  - (6) 定款、寄附行為、団体の会則又は規約等
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 規則第3条の規定により、開所経費補助の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書(開所経費補助)(第7号様式)に、前項各号に掲げる書類に加え、収支予算書(開所経費補助)(第8号様式)を添えて、提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条各項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、千葉市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書(運営経費補助)(第9号様式)又は千葉市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書(開所経費補助)(第10号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日条例第51号、以下「基準条例」という。)で定める基準を遵守すること。

- (5) 補助事業に係る利用の対価として保護者から徴収する月あたりの利用料が、千葉市放課後児童健全育成事業実施要綱別表に定める延長利用料を含めた一般世帯の概ね1.3倍を超えないこと。
- (6) 放課後児童健全育成事業所(基準条例第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。以下同じ。)を年間250日以上開所すること。
- (7) 一の支援の単位(基準条例第10条第4項に規定する支援の単位をいう。以下同じ。)を構成する児童の数が10人以上であること。ただし、開所初年度(年度後半に開所した場合は、その翌年度も含む。)の児童の数については、この限りでない。
- (8) 放課後児童健全育成事業所が所在する地域の児童を広く対象とする事業であり、企業等の福利厚生等として行われるものでないこと。
- (9) 政治的・宗教的な活動を伴わないこと。
- (10) 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成27年内閣府告示第424号)」に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (11) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (13) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (14) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成27年内閣府告示第424号)」に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (15) 開所経費補助の交付を受ける場合は、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間は、前各号の条件に適合した補助事業を実施すること。
  - (16) 補助事業の完了により当該補助事業者には相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  - (17) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定により附する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含むものとする。

(変更承認の申請等)

- 第8条 補助金交付の決定を受けた補助事業者は、第7条第1項第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書(運営経費補助)(第11号様式)又は千葉県放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書(開所経費補助)(第12号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を審査し、補助額が変更となる場合には、千葉県放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書(運営経費補助)(第13号様式)又は千葉県放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書(開所経費補助)(第14号様式)により通知する。
- 3 補助金交付の決定を受けた補助事業者は、第7条第1項第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県放課後児童健全育成事業中止(廃止)承認申請書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 規則第12条の規定により運営経費補助の交付の決定を受けた補助事業者が実績報告を行うときは、市長が別に定める日までに千葉県放課後児童健全育成事業補助金実績報告書(運営経費補助)(第16号様式)に事業実績報告書(運営経費補助)(第17号様式)と収支決算書(運営経費補助)(第18号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 規則第12条の規定により開所経費補助の交付の決定を受けた補助事業者が実績報告を行うときは、市長が別に定める日までに千葉県放課後児童健全育成事業補助金実績報告書(開所経費補助)(第19号様式)に事業実績報告書兼収支決算書(開所経費補助)(第20号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

- 第10条 市長は、前条各項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該書類について審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかを調査し、適合する

と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の規定に基づき、千葉市放課後児童健全育成事業補助金交付額確定通知書(運営経費補助)(第21号様式)又は千葉市放課後児童健全育成事業補助金交付額確定通知書(開所経費補助)(第22号様式)により通知する。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者が、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、請求書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付する。

3 補助事業者が規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、分割払い請求書(第24号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第12条 市長は、規則第17条の規定により補助金の交付を取り消したときは、速やかに千葉市放課後児童健全育成事業補助金交付決定取消通知書(第25号様式)により、補助事業者に通知する。

(返還命令)

第13条 市長は、補助事業者に対して第12条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令を、千葉市放課後児童健全育成事業補助金返還命令書(第26号様式)により行う。

2 市長は、第10条に規定する補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(調査又は報告)

第14条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行し、平成30年度中に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行し、平成31年度中に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行し、令和2年度中に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行し、令和3年度中に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行し、令和3年度中に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行し、令和4年度中に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月14日から施行し、令和5年度中に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月18日から施行し、令和6年度中に交付する補助金から適用する。